



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（福祉・援護課） ..... 6
- 沖縄県介護保険事業推進基金条例（高齢者福祉介護課） ..... 6
- 沖縄県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（高齢者福祉介護課） ..... 7
- 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例（高齢者福祉介護課） ..... 8
- 沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高齢者福祉介護課） ..... 8
- 沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例（青少年・児童家庭課） ..... 9
- 沖縄県障害児通所給付費等不服審査会設置条例（障害保健福祉課） ..... 16
- 沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（障害保健福祉課） ..... 18
- 沖縄県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（障害保健福祉課） ..... 18
- 沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例（障害保健福祉課） ..... 20
- 沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（障害保健福祉課） ..... 20
- 沖縄県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例（健康増進課） ..... 21
- 沖縄県ワクチン接種促進基金条例の一部を改正する条例（健康増進課） ..... 21
- 沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例（森林緑地課） ..... 22
- 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（情報産業振興課） ..... 22
- 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（雇用政策課） ..... 24
- 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（スポーツ振興課） ..... 24
- 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（道路管理課） ..... 27
- 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例（都市計画・モノレール課） ..... 28
- 都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（建築指導課） ..... 31
- 沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例（企業局総務企画課） ..... 32
- 沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（企業局総務企画課） ..... 34
- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院事業局県立病院課） ..... 35
- 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（教育庁総務課） ..... 36
- 沖縄県立教育機関設置条例の一部を改正する条例（教育庁総務課） ..... 37
- 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（教育庁県立学校教育課） ..... 38
- 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（教育庁県立学校教育課） ..... 38
- 沖縄県立図書館協議会設置条例（教育庁生涯学習振興課） ..... 39
- 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（教育庁文化財課） ..... 39
- 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課） ..... 40
- 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例（警察本部生活安全企画課） ..... 40
- 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（警察本部運転免許課） ..... 48

## 公布された条例のあらまし

- 沖縄県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第18号）
- 1 基金の設置期間を延長することとした。（附則第2項関係）
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 
- 沖縄県介護保険事業推進基金条例（条例第19号）
- 1 基金の設置について定めることとした。（第1条）
  - 2 基金の積立額について定めることとした。（第2条）
  - 3 基金の管理について定めることとした。（第3条）
  - 4 運用益金の処理について定めることとした。（第4条）
  - 5 繰替運用について定めることとした。（第5条）
  - 6 基金の処分について定めることとした。（第6条）
  - 7 規則への委任について定めることとした。（第7条）
  - 8 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
  - 9 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項）
- 
- 沖縄県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第20号）
- 1 基金は、平成24年度に限り、第8条の規定にかかわらず、介護保険法附則第10条第1項の規定により、その一部を処分することができることとした。（附則第3項関係）
  - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則）
- 
- 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例（条例第21号）
- 1 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の額を改めることとした。（別表関係）
  - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則）
- 
- 沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第22号）
- 1 スプリンクラー設備等の設置に要する費用の補助対象施設に、軽費老人ホームを追加することとした。（第6条関係）
  - 2 基金の設置期間を延長することとした。（附則第2項関係）
  - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 
- 沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例（条例第23号）
- 1 条例の趣旨について定めることとした。（第1条）
  - 2 用語の定義について定めることとした。（第2条）
  - 3 認定こども園の類型について定めることとした。（第3条関係）
  - 4 認定こども園の認定の要件について定めることとした。（第4条及び第5条）
  - 5 規則への委任について定めることとした。（第6条）
  - 6 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則）
- 
- 沖縄県障害児通所給付費等不服審査会設置条例（条例第24号）
- 1 不服審査会の趣旨について定めることとした。（第1条関係）
  - 2 不服審査会の設置等について定めることとした。（第2条関係）
  - 3 不服審査会の組織について定めることとした。（第3条関係）
  - 4 診断その他の調査をした医師等に支給すべき報酬について定めることとした。（第4条関係）
  - 5 不服審査会の庶務について定めることとした。（第5条関係）
  - 6 規則への委任について定めることとした。（第6条関係）
  - 7 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則）
- 
- 沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第25号）
- 1 沖縄県立総合精神保健福祉センターの業務に、市町村が行う地域相談支援給付決定に関し意見を述べること及び要否決定に係る技術的事項についての協力その他必要な援助を行うことを追加することとした。（第4条関係）

2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例(条例第26号)

1 沖縄県障害者施策推進協議会条例の一部を次のように改正することとした。<第1条>

- (1) 障害者基本法の改正に伴い、設置根拠に関する条文を整理する。(第1条関係)
- (2) 協議会の委員を選任する区分について、法の規定に準じて順序を改める。(第2条及び第4条関係)
- (3) 協議会の委員の任期について、区分による任期の規定を削るとともに再任規定を設ける。(第3条関係)

2 沖縄県障害者施策推進協議会条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>

- (1) 障害者基本法の改正に伴い、県に設置する合議制の機関について規定する。(第1条関係)
- (2) (1)の合議制の機関の名称を沖縄県障害者施策推進協議会とする。(第2条関係)
- (3) 協議会の委員を選任する区分について、国の障害者政策委員会の例に準じて文言を改める。(第3条及び第5条関係)

3 1は公布の日から、2及び4は公布の日又は障害者基本法の一部を改正する法律附則第1条第1号の政令で定める日のいずれか遅い日から施行することとした。<附則第1項>

4 2に伴い、沖縄県障害者施策推進協議会の委員の身分及び任期に関する経過措置を設けることとした。<附則第2項>

○ 沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第27号)

1 基金の設置期間を延長することとした。(附則第2項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例(条例第28号)

1 基金の設置期間を延長することとした。(附則第2項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例(条例第29号)

1 基金の設置期間を延長することとした。(附則第2項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県ワクチン接種促進基金条例の一部を改正する条例(条例第30号)

1 基金の設置期間を延長することとした。(附則第2項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例(条例第31号)

1 基金の設置期間を延長することとした。(附則第2項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第32号)

1 沖縄 I T 津梁パーク施設に企業集積施設を追加することとした。(第2条関係)

2 中核機能支援施設の駐車場使用料を定めることとした。(別表関係)

3 企業集積施設の施設使用料を定めることとした。(別表関係)

4 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、2については平成24年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第33号)

1 基金の設置目的に東日本大震災の影響による求職者の支援に関する事項を加えることとした。(第1条関係)

2 基金の設置期間を延長することとした。(附則第2項関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第34号)

1 奥武山水泳プールの開放開始時期を改めることとした。(第8条及び別表第1関係)

2 クライミングウォールの利用料金の基準額を定めることとした。(別表第2関係)

3 奥武山弓道場の利用料金の基準額を改めることとした。(別表第2関係)

- 4 小学校就学の始期に達するまでの者については、料金を徴収しないこととした。(別表第2関係)
- 5 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(条例第35号)

- 1 道路法施行令の改正に伴う所要の改正を行うこととした。(第4条及び別表関係)
- 2 上空に設ける応急仮設建築物について、所在地区分により占用料の額に差を設けないこととした。(別表関係)
- 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 4 占用料の徴収に関し必要な経過措置を設けることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第36号)

- 1 未成年者が屋外広告業の登録を申請する場合において、代理人が法人であるときの欠格要件を定めることとした。(第30条及び第32条関係)
- 2 屋外広告物法及び条例に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議の整った市町村が処理することとした。(第47条関係)
- 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を設けることとした。(附則)

○ 都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第37号)

- 1 題名を「都市計画法に基づく開発行為及び新築等の許可の基準に関する条例」に改めることとした。
- 2 市街化調整区域において行うことが可能な開発行為に関する規定を整備することとした。(第6条関係)
- 3 市街化調整区域において行うことが可能な建築物の新築等に関する規定を整備することとした。(第7条関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。(第1条から第5条まで関係)

○ 沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例(条例第38号)

- 1 趣旨を定めることとした。(第1条)
- 2 技術上の監督業務を行う水道の布設工事について定めることとした。(第2条)
- 3 技術上の監督業務を行う者の資格について定めることとした。(第3条)
- 4 水道技術管理者の資格について定めることとした。(第4条)
- 5 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第39号)

- 1 補助金等により取得した資産の譲渡、撤去等により損失が生じたときは、当該資産の取得に充てた資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができることとした。(第5条関係)
- 2 別表第1に掲げる1日最大給水量を次のとおり変更することとした。(別表第1関係)  
現行 602,000立方メートル  
変更 582,500立方メートル
- 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第40号)

- 1 補助金等により取得した資産の譲渡、撤去等により損失が生じたときは、当該資産の取得に充てた資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができることとした。(第5条関係)
- 2 県立精和病院の神経内科を心療内科に改めることとした。(別表第1関係)
- 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(条例第41号)

- 1 この条例の趣旨を定めることとした。(第1条関係)
- 2 教育委員会の権限に属する事務の一部について、市町村が処理することとした。(第2条関係)
- 3 この条例は、平成24年8月1日から施行することとし、必要な経過措置を設けることとした。(附則)

○ 沖縄県立教育機関設置条例の一部を改正する条例(条例第42号)

- 1 沖縄県立総合教育センターの位置について、所要の改正を行うこととした。(第2条関係)
- 2 図書館協議会の設置等に関する規定を削ることとした。(第4条関係)

3 2は平成24年4月1日から、1は公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第43号)

- 1 沖縄県立泡瀬特別支援学校の位置について、所要の改正を行うこととした。(別表第2関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例(条例第44号)

- 1 県立高等学校及び県立特別支援学校の職員の定数並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改めることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県立図書館協議会設置条例(条例第45号)

- 1 沖縄県立図書館協議会の設置について定めることとした。(第1条関係)
- 2 委員の任命の基準、委員の定数及び任期について定めることとした。(第2条から第4条まで関係)
- 3 教育委員会規則への委任について定めることとした。(第5条関係)
- 4 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第46号)

- 1 沖縄県立博物館・美術館協議会の委員の任命の基準を定めることとした。(第21条関係)
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例(条例第47号)

- 1 沖縄県警察職員の定員を改めることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例(条例第48号)

- 1 条例の目的について定めることとした。(第1条)
- 2 用語の定義について定めることとした。(第2条)
- 3 風俗案内業の欠格事由について定めることとした。(第3条)
- 4 風俗案内業の届出義務について定めることとした。(第4条)
- 5 名義貸しの禁止について定めることとした。(第5条)
- 6 風俗案内業を営んではならない区域・地域について定めることとした。(第6条)
- 7 風俗案内業者の禁止行為について定めることとした。(第7条)
- 8 風俗案内所の表示について定めることとした。(第8条)
- 9 青少年の立入禁止の表示について定めることとした。(第9条)
- 10 従業者名簿の備え付けについて定めることとした。(第10条)
- 11 風俗案内を委託された場合の確認、書類作成及び保存について定めることとした。(第11条)
- 12 風俗案内業者に対する指示について定めることとした。(第12条)
- 13 風俗案内業者に対する停止及び廃止命令について定めることとした。(第13条)
- 14 聴聞の特例について定めることとした。(第14条)
- 15 報告の徴収及び資料提出について定めることとした。(第15条)
- 16 立入検査について定めることとした。(第16条)
- 17 条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定めることとした。(第17条)
- 18 条例に違反した者に対する罰則について定めることとした。(第18条から第20条まで)
- 19 両罰規定について定めることとした。(第21条)
- 20 条例の施行期日及び経過措置について定めることとした。(附則)

○ 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第49号)

- 1 運転免許試験手数料、講習手数料等の額を改めるとともに、運転経歴証明書再交付手数料の徴収根拠を定めることとした。(別表第9関係)
- 2 パーキング・チケットの発給手数料のうち、自動二輪車及び原動機付自転車に対する発給手数料の額を改めることとした。(別表第9関係)
- 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を設けることとした。(附則)

## 条 例

沖縄県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第18号

### 沖縄県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する 条例

沖縄県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成21年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県介護保険事業推進基金条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第19号

### 沖縄県介護保険事業推進基金条例

（設置）

**第1条** 介護保険事業の健全かつ円滑な運営を推進し、及び被保険者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことを目的として、県が行う事業の費用並びに市町村、沖縄県介護保険広域連合及び沖縄県国民健康保険団体連合会が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県介護保険事業推進

基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

**第5条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

**第6条** 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（規則への委任）

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

---

沖縄県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第20号

## 沖縄県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

沖縄県介護保険財政安定化基金条例（平成12年沖縄県条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 基金は、平成24年度に限り、第8条の規定にかかわらず、法附則第10条第1項の規定により、その一部を処分することができる。

### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第21号

## 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例（平成18年沖縄県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表6の項中「1,000円」を「700円」に改める。

### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第22号



## 沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

沖縄県介護基盤・介護支援体制緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年沖縄県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「小規模多機能型居宅介護事業」を「軽費老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護事業」に改める。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第23号

## 沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例

沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例（平成19年沖縄県条例第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条に規定する認定こども園の認定の要件に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（認定こども園の類型）

**第3条** 認定こども園の類型は、次のとおりとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するものを

いう。

ア 法第3条第4項第1号イに該当するもの

イ 法第3条第4項第1号ロに該当するもの

(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 法第3条第2項第1号に該当するもの

イ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。

以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 法第3条第4項第1号イに該当するもの

(イ) 法第3条第4項第1号ロに該当するもの

(3) 保育所型認定こども園 法第3条第2項第2号に該当するもののうち、当該施設が保育所であるものをいう。

(4) 地方裁量型認定こども園 法第3条第2項第2号に該当するもののうち、当該施設が認可外保育施設であるものをいう。

（法第3条第1項の条例で定める要件）

**第4条** 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

(2) 施設が保育所等である場合にあつては、児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村における同法第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

(3) 子育て支援事業のうち、施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応

じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(4) 別表に掲げる施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。

(法第3条第3項の条例で定める要件)

**第5条** 法第3条第3項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 子育て支援事業のうち、幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(3) 別表に掲げる施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。

(規則への委任)

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**別表** (第4条、第5条関係)

#### 施設の設備及び運営に関する基準

##### 第1 職員配置

1 認定こども園には、満1歳に満たない子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの(以下「短時間利用児」という。)おおむね35人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない子どものうち保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「長時間利用児」という。)おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どものうち長時間利用児おおむね30人につき1人以上の保育に従事する者を置かなければならないこと。ただし、当該従

事する者は、常時2人を下回ってはならないこと。

- 2 満3歳以上の子どもについては、短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）について学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならないこと。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とすること。

## 第2 職員資格

- 1 第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならないこと。
- 2 第1の1の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者であること。ただし、当該従事者は、その併有に努めること。
- 3 2の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならないこと。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とするのが困難であるときは、規則で定める者を、その者が規則で定める場合に限り、学級担任とすることができること。
- 4 2の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならないこと。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該長時間利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、規則で定める者を、その者が規則で定める場合に限り、当該長時間利用児の保育に従事する者とするができること。
- 5 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理運営を行う能力を有しなければならないこと。

## 第3 施設設備

- 1 法第3条第3項の幼稚園及び保育所等については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内

に設置されていること。ただし、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たす場合は、この限りでないこと。

(1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

(2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。

- 2 認定こども園の園舎の面積（満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積（2学級以上にあつては、同表の右欄に掲げる式により算定した面積）以上でなければならないこと。ただし、既存の施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、4本文（満2歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、4本文及び8）に規定する基準を満たすときは、この限りでないこと。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

- 3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならないこと。
- 4 3の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならないこと。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存の施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、その園舎の面積（満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が2本文に規定する基準

を満たすときは、この限りでないこと。

5 3の屋外遊戯場の面積は、次の(1)及び(2)に掲げる基準を満たさなければならないこと。ただし、既存の施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園若しくは地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて(1)に掲げる基準を満たすときは(2)に掲げる基準を満たすことを要せず、又は既存の施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園若しくは地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて(2)に掲げる基準を満たすときは(1)に掲げる基準を満たすことを要しないこと。

(1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(2) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる式により算定した面積に満2歳以上満3歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートルを加えた面積以上であること。

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

6 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、3の規定にかかわらず、次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべてを満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所をもって屋外遊戯場に代えることができること。

(1) 子どもが安全に利用できる場所であること。

(2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。

(3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(4) 5に規定する基準を満たす場所であること。

7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子

どもに対する食事の提供については、規則で定める要件を満たす場合に限り、3の規定にかかわらず、3に規定する調理室を設けて行うことに代えて、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができること。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- 8 認定こども園において満2歳に満たない子どもの保育を行う場合には、3の規定により設けるものとされる施設設備のほか、乳児室又はほふく室を設けなければならないこと。この場合において、乳児室の面積は、満2歳に満たない子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は、満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならないこと。

#### 第4 教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育の内容は、次に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。

- (1) 教育及び保育の基本及び目標
- (2) 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容
- (3) 教育及び保育の計画並びに指導計画
- (4) 教育及び保育の環境の構成
- (5) 日々の教育及び保育の指導における留意事項
- (6) 小学校教育との連携

#### 第5 保育者の資質向上等

認定こども園は、規則で定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならないこと。

#### 第6 子育て支援事業

認定こども園は、規則で定める事項に留意して、子育て支援事業のうち、当該認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを実施しなければならないこと。

#### 第7 管理運営等

- 1 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、1人の認定こども園の長

を置き、すべての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならないこと。この場合において、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園のうち第3条第2号イに掲げるものについては、幼稚園及び保育所又は認可外保育施設の長とは別に認定こども園の長を置くこと又はこれらの長のいずれかが認定こども園の長を兼ねることができること。

- 2 認定こども園における保育に欠ける子どもに対する保育時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならないこと。
- 3 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労状況等の地域の実情に応じて定めなければならないこと。
- 4 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならないこと。
- 5 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭の子ども、ひとり親家庭の子ども、低所得家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うこと。この場合において、県及び市町村との連携を図り、これらの子どもの受入れに適切に配慮しなければならないこと。
- 6 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えるとともに、園内において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならないこと。
- 7 認定こども園は、自己評価並びに保護者及び地域の住民等によって行われる評価において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならないこと。
- 8 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならないこと。

---

沖縄県障害児通所給付費等不服審査会設置条例をここに公布する。

平成24年 3月30日



沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第24号

**沖縄県障害児通所給付費等不服審査会設置条例**

(趣旨)

**第1条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条の5の5第2項において準用する障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第98条第1項及び第2項並びに第104条の規定に基づき、沖縄県障害児通所給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）の設置並びに組織及び運営に関して、法及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）並びに行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

**第2条** 知事は、法第56条の5の5第1項の審査請求の事件を取り扱わせるため、不服審査会を置く。

2 知事は、法第56条の5の5第1項の規定により審査請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、不服審査会に審査を求めなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 審査請求の内容が利用者負担に関するものであるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が障害児の保健又は福祉に関する専門的な審査を要しないと認めるとき。

(組織)

**第3条** 不服審査会は、10人以内の委員で組織する。

2 不服審査会は、委員のうちから不服審査会が指名する5人をもって構成する合議体で審査請求の事件を取り扱う。

(報酬)

**第4条** 法第56条の5の5第2項において準用する障害者自立支援法第103条第1項の規定により診断その他の調査をした医師等（県の常勤職員を除く。）に対して、同条第2項の規定により県が支給する報酬については、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬

及び費用弁償に関する条例（昭和47年沖縄県条例第41号）別表に掲げる法律若しくはこれに基づく政令又は条例により設置された附属機関の委員その他の構成員の例による。

（庶務）

**第5条** 不服審査会の庶務は、福祉保健部において処理する。

（補則）

**第6条** この条例に定めるもののほか、不服審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第25号

## 沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年沖縄県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第8号中「第22条第2項」の次に「又は第51条の7第2項」を加え、「同条第1項に規定する支給要否決定」を「同法第22条第1項又は第51条の7第1項の支給の要否の決定」に改め、同条第9号中「第26条第1項」の次に「又は第51条の11」を加える。

**附 則**

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

沖縄県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第26号

## 沖縄県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

**第1条** 沖縄県障害者施策推進協議会条例（昭和50年沖縄県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第3項」を「第34条第3項」に改める。

第2条第2項中「知事が任命し、又は」を「、知事が」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 学識経験のある者

第3条中「前条第2項第1号から第3号までに掲げる者のうちから委嘱される」を削り、同条に次の1項を加える。

2 委員は、再任されることができる。

第4条第2項中「学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者」を「障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者」に改める。

第5条第2項中「よつて」を「よって」に改める。

第9条中「諮つて」を「諮って」に改める。

**第2条** 沖縄県障害者施策推進協議会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「）第34条第3項」を「。以下「法」という。）第36条第3項」に、「沖縄県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）」を「法第36条第1項に規定する合議制の機関」に改める。

第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条第2項中「福祉」を「自立及び社会参加」に、「及び」を「並びに」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条第2項第2号中「福祉」を「自立及び社会参加」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(名称)

**第2条** 法第36条第1項に規定する合議制の機関の名称は、沖縄県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

**附 則****(施行期日)**

- 1 この条例中第1条の規定はこの条例の公布の日から、第2条及び次項の規定はこの条例の公布の日又は障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の沖縄県障害者施策推進協議会条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第2項の規定により沖縄県障害者施策推進協議会の委員に委嘱されている者は、第2条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の沖縄県障害者施策推進協議会条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定により沖縄県障害者施策推進協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたとみなされる者の任期は、改正後の条例第4条の規定にかかわらず、第2条の規定の施行の日におけるその者の改正前の条例第2条第2項の規定により委嘱された沖縄県障害者施策推進協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第27号

**沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例**

沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第28号

**沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例**

沖縄県自殺対策緊急強化基金条例（平成21年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第29号

**沖縄県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例**

沖縄県妊婦健康診査支援基金条例（平成21年沖縄県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年9月30日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県ワクチン接種促進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第30号

**沖縄県ワクチン接種促進基金条例の一部を改正する条例**

沖縄県ワクチン接種促進基金条例（平成23年沖縄県条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第31号

**沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例**

沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例（平成21年沖縄県条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第32号

**沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）の

一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(3) 企業集積施設

別表の1の表中

プレゼンテーションルーム	1室1時間につき	1,590円	を
プレゼンテーションルーム	1室1時間につき	1,590円	
駐車場（事業用専用区画の利用者専用駐車場に限る。）	1台1月につき	3,000円	に改め、同

表の2の表の次に次の表を加える。

3 企業集積施設の施設使用料

施設の種別	単 位	金 額
事業用専用区画（駐車場を含む。）	1月につき	5,280,058円

別表備考3中「事業用専用区画」の次に「（企業集積施設を除く。）」を加える。

**附 則**

（施行期日）

- この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表の1の表の改正規定及び第3項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の日から改正後の条例第2条第2項第3号に規定する企業集積施設の指定管理者による管理の開始の日の前日までの間、同号に規定する企業集積施設の管理は、改正後の条例第3条、第4条、第10条、第14条、第16条から第18条まで及び第19条第2項の規定にかかわらず、知事が行うものとする。

(準備行為)

- 3 改正後の条例第2条第2項第3号に規定する企業集積施設の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第33号

### 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例（平成21年沖縄県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を行う」を「を行い、並びに東日本大震災の影響により離職を余儀なくされた求職者に対し、就業の機会を確保する」に改める。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第34号

### 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。



第7条第1項中「その旨を」の次に「県公報で」を加える。

第8条第2項中「4月15日」を「4月29日」に改める。

第14条第4項中「これを」の次に「県公報で」を加える。

別表第1中「4月15日」を「4月29日」に改める。

別表第2第1項第1号の表中「当該基準額に最高入場料（税込）の100人分を加算して得た額」を「児童・生徒又は一般・学生の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額（当該入場料に係る消費税の額を含む。以下同じ。）に100を乗じて得た額を加算した額」に、「場合の区分」を「場合の児童・生徒又は一般・学生の区分」に、「当該基準額に最高入場料（税込）の200人分を加算して得た額」を「時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に200を乗じて得た額を加算した額」に改め、同項第2号の表中「個人利用の基準額」を「個人利用の児童・生徒又は一般・学生の区分及び時間又は回数券の区分に応じた基準額」に改め、同表第3項第1号の表中「当該基準額に最高入場料（税込）の50人分を加算して得た額」を「児童・生徒又は一般・学生の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額」に改め、同表第4項第1号の表中「最高入場料（税込）の100人分」を「徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額」に改め、同項第2号の表中「個人利用の基準額」を「個人利用の児童・生徒又は一般・学生の区分に応じた基準額」に改め、同表第5項第1号アの表中「当該基準額に最高入場料（税込）の50人分を加算して得た額」を「児童・生徒又は一般・学生の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額」に、「当該基準額に最高入場料（税込）の100人分を加算して得た額」を「営利を目的としない場合又は営利を目的とする場合の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額」に改め、同号イの表中

「

相撲場	1,570円	1,570円	3,150円	530円
-----	--------	--------	--------	------

」を

「

相撲場	1,570円	1,570円	3,150円	530円
クライミン	590円	590円	1,190円	200円

」に、

グウォール				
-------	--	--	--	--

相撲場	2,100円	2,100円	4,200円	680円
-----	--------	--------	--------	------

相撲場	2,100円	2,100円	4,200円	680円
クライミン グウォール	790円	790円	1,580円	260円

を  
に、「当該基準額に

最高入場料（税込）の10人分を加算して得た額」を「錬成道場、トレーニングルーム、相撲場又はクライミングウォール及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に10を乗じて得た額を加算した額」に、「当該基準額に最高入場料（税込）の20人分を加算して得た額」を「営利を目的としない場合又は営利を目的とする場合の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に20を乗じて得た額を加算した額」に改め、同表第6項第1号の表中「1,570円」を「2,360円」に、「3,150円」を「4,730円」に、「2,100円」を「3,150円」に、「4,200円」を「6,300円」に、「当該基準額に最高入場料（税込）の50人分を加算して得た額」を「児童・生徒又は一般・学生の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額」に改め、同項第2号の表中「70円」を「110円」に、「110円」を「170円」に、「150円」を「230円」に、「220円」を「330円」に改め、同表第8項第1号の表中「当該基準額に最高入場料（税込）の50人分を加算して得た額」を「児童・生徒又は一般・学生の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額」に改める。

同表の備考3中「就学前の幼児及び」を削り、「それ以外の者」の次に「（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）」を加える。

同表の備考に次のように加える。

4 小学校就学の始期に達するまでの者からは利用料金を徴収しない。

**附 則**

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第35号

沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県道路占用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第7条第8号」を「第7条第9号」に改める。

別表中「第7条第6号」を「第7条第7号」に、

政令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	を
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる器具		Aに0.028を乗じて得た額		

政令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	に改
	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額		
政令第7条第10号に掲げる器具		Aに0.028を乗じて得た額		

める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第36号

### 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例

沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項第4号中「住所」の次に「（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）」を加える。

第32条第1項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

第47条の表中

1 法第7条第2項の規定による措置に関する事務	南城市 伊江村
2 法第7条第3項の規定による措置及びその費用の徴収に関する事務	粟国村 渡名喜村 北大東村 伊平屋村
3 第6条第1項に規定する許可に関する事務	
4 第7条第5項に規定する許可に関する事務	
5 第7条第6項に規定する許可に関する事務	
6 第10条第1項の規定による許可の期間の設定に関する事務	
7 第10条第3項の規定による許可の期間の更新に関する事務	
8 第11条第1項に規定する変更の許可に関する事務	
9 第15条第2項の規定による届出の受理に関する事務	
10 第16条の規定による許可の取消しに関する事務	
11 第17条第1項の規定による命令に関する事務	

<p>12 第17条第2項の規定による公告に関する事務          13 第24条第1項に規定する報告若しくは資料の提出又は立入検査に関する事務          14 第27条第1項の規定による届出の受理に関する事務          15 第27条第2項の規定による変更の届出の受理に関する事務          16 第27条第3項の規定による届出の受理に関する事務          17 第27条第4項の規定による変更の届出の受理に関する事務          18 1から17までに掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの</p>		を
<p>1 法第7条第4項の規定による除却に関する事務          2 法第8条第1項の規定による保管に関する事務          3 法第8条第2項の規定による公示に関する事務          4 法第8条第3項の規定による売却及びその代金の保管に関する事務          5 法第8条第4項の規定による廃棄に関する事務          6 第19条第2項の規定による閲覧に関する事務          7 第23条の規定による返還に関する事務          8 1から7までに掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの</p>	<p>南城市 伊江村          渡嘉敷村 栗国村          渡名喜村 北大東村 伊平屋村</p>	
<p>1 法第7条第2項の規定による措置に関する事務          2 法第7条第3項の規定による措置及びその費用の徴収に関する事務          3 法第7条第4項の規定による除却に関する事務          4 法第8条第1項の規定による保管に関する事務          5 法第8条第2項の規定による公示に関する事務          6 法第8条第3項の規定による売却及びその代金の保管に関する事務          7 法第8条第4項の規定による廃棄に関する事務          8 第6条第1項に規定する許可に関する事務          9 第7条第5項に規定する許可に関する事務          10 第7条第6項に規定する許可に関する事務</p>	<p>南城市 伊江村          渡嘉敷村 栗国村          渡名喜村 北大東村 伊平屋村          竹富町</p>	

- 11 第10条第1項の規定による許可の期間の設定に関する事務
- 12 第10条第3項の規定による許可の期間の更新に関する事務
- 13 第11条第1項に規定する変更の許可に関する事務
- 14 第15条第2項の規定による届出の受理に関する事務
- 15 第16条の規定による許可の取消しに関する事務
- 16 第17条第1項の規定による命令に関する事務
- 17 第17条第2項の規定による公告に関する事務
- 18 第19条第2項の規定による閲覧に関する事務
- 19 第23条の規定による返還に関する事務
- 20 第24条第1項に規定する報告若しくは資料の提出又は立入検査に関する事務
- 21 第27条第1項の規定による届出の受理に関する事務
- 22 第27条第2項の規定による変更の届出の受理に関する事務
- 23 第27条第3項の規定による届出の受理に関する事務
- 24 第27条第4項の規定による変更の届出の受理に関する事務
- 25 1から24までに掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの

に

改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の第47条の表左欄に掲げる事務に係る屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び沖縄県屋外広告物条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては改正後の第47条の表右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に沖縄県屋外広告物条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第47条の表右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における沖縄県屋外広告物条例の適用については、当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第37号

## 都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例（平成15年沖縄県条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 都市計画法に基づく開発行為及び新築等の許可の基準に関する条例

第1条中「第34条第11号」の次に「及び第12号」を、「基準」の次に「及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「施行令」という。）第36条第1項第3号ハの規定に基づく開発許可を受けた土地以外の土地における新築等の許可の基準」を加える。

第2条第1項中「都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）」を「施行令」に改め、同条第2項及び第3項中「政令」を「施行令」に改める。

第3条の表中「次条第1項」を「市街化調整区域のうち次条第1項」に改め、同表中「指定する区域」の次に「及び第6条第1項第1号の知事が定める区域」を、「含む。」の次に「以下同じ。」を加える。

第4条第1項中「該当している」を「該当する」に、同項第3号中「溢水」を「<sup>いっ</sup>溢水」に改め、同条第3項中「その旨を」の次に「県公報で」を加える。

第5条中「（建築基準法別表第2（い）項第2号に掲げるものを含む。）」を削り、同条の次に次の2条を加える。

(条例で定める開発行為)

**第6条** 法第34条第12号に規定する条例で定める開発行為は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 法第34条第11号に規定する市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域を含まない地域において、次のいずれにも該当する区域として知事が定める区域におけるもの

ア 建築物の敷地相互間の距離が50メートル以内でおおむね50以上の建築物が連たんしていること。

イ 集落の人口の減少が認められること。

ウ 道路が、環境の保全上、災害の防止上及び通行の安全上支障がないような規模及び構造で適当に配置されていること。

エ 排水路その他の施設が、その区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって地域及びその周辺の地域に<sup>いっ</sup>溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。

(2) 予定建築物の用途が自己の居住の用に供する一戸建ての住宅であるもの

2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項第1号の規定による区域を定め、又は変更する場合に準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「前項第1号」と、「区域の指定（以下この条において「指定」という。）をしようとする」とあるのは「区域を定めようとする」と、同条第3項中「指定をした」を「区域を定めた」と読み替えるものとする。

(条例で定める建築物の新築等)

**第7条** 施行令第36条第1項第3号ハに規定する条例で定める建築物の新築、改築又は用途の変更（以下「新築等」という。）は、前条第1項第1号の規定により知事が定める区域における自己の居住の用に供する一戸建ての住宅の新築等とする。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例をここに公布する。



平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第38号

## 沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第31条において準用する法第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行う水道の布設工事及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定めるものとする。

(技術上の監督業務を行う水道の布設工事)

**第2条** 法第31条において準用する法第12条第1項の条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項に規定する水道の布設工事とする。

(技術上の監督業務を行う者の資格)

**第3条** 法第31条において準用する法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

者

- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 企業管理規程で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者  
(水道技術管理者の資格)

**第4条** 法第31条において準用する法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により技術上の監督業務を行う者の資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 企業管理規程で定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

**附 則**

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第39号

**沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

沖縄県公営企業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(資本剰余金の取崩し)

**第5条** 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかつた部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

別表第1中「602,000立方メートル」を「582,500立方メートル」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

---

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第40号

### 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とする。

第16条中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第6条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(資本剰余金の取崩し)

**第6条** 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又

は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

別表第1 沖縄県立精和病院の項中「神経内科」を「心療内科」に改める。

別表第3中「第10条」を「第11条」に改める。

別表第4中「第11条」を「第12条」に改める。

**附 則**

この条例は、平成24年 4月 1日から施行する。

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第41号

**沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例**

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき、沖縄県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲等)

**第2条** 次の表の左欄に掲げる事務は、同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

事務	市町村
市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）に規定する扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当について、沖縄県人事	宜野湾市 糸満市 沖縄市 豊見城市 うるま市 南城市 恩納村 読谷村 嘉手納町

委員会規則で定めるこれらの手当の支給に関する事務であ って別に沖縄県教育委員会規則で定めるもの	北谷町	北中城村	中
	城村	西原町	与那原
	町	南風原町	八重瀬
	町		町

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際第2条の表の左欄に掲げる事務に係る沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県人事委員会規則（以下「条例等」という。）の規定により沖縄県教育委員会がした認定その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ右欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該市町村の教育委員会がした認定その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に条例等の規定により沖縄県教育委員会に対してなされた届出で、施行日以後においては第2条の表の右欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該市町村の教育委員会に対してなされた届出とみなす。

沖縄県立教育機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第42号

## 沖縄県立教育機関設置条例の一部を改正する条例

沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「字与儀587番地」を「与儀三丁目11番1号」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

**附 則**

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

---

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第43号

**沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例**

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「字比屋根654番地の2」を「比屋根五丁目2番20号」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第44号

**沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例**

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「4,327人」を「4,285人」に、「1,649人」を「1,630人」に、「9,296人」を「9,284人」に、「15,287人」を「15,214人」に改める。

**附 則**

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

---

沖縄県立図書館協議会設置条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第45号

## 沖縄県立図書館協議会設置条例

(設置)

**第1条** 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項の規定に基づき、沖縄県立図書館に沖縄県立図書館協議会を置く。

(委員の任命の基準)

**第2条** 委員の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

(委員の定数)

**第3条** 委員の定数は、10人以内とする。

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(教育委員会規則への委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、沖縄県立図書館協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成24年 4月 1日から施行する。

---

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第46号

## 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第21条第4項中「前2項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 委員は、再任されることができる。

第21条第2項中「協議会の委員（以下「委員」という。）」を「委員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

---

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第47号

## 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2,578人」を「2,585人」に、「1,486人」を「1,490人」に、「779人」を「782人」に改める。

### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

---

沖縄県風俗案内業の規制に関する条例をここに公布する。



平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第48号

## 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、地域の清浄な風俗環境を害する行為及び青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗案内業について必要な規制を行うことにより、県民が安全で安心して暮らすことのできる健全な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 接待風俗営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項第1号又は第2号に規定する営業をいう。
- (2) 性風俗特殊営業 法第2条第6項第1号若しくは第2号又は同条第7項第1号に規定する営業をいう。
- (3) 風俗案内 次のいずれかに該当する行為をいう。
  - ア 利用者（接待風俗営業又は性風俗特殊営業に関する情報の提供を受けようとする者をいう。以下同じ。）の求めに応じ、接待風俗営業又は性風俗特殊営業に係る沖縄県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める事項に関する情報を提供すること。
  - イ 接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客になろうとする者を、接待風俗営業若しくは性風俗特殊営業の営業所又はこれらの営業を営む者が指定する場所に案内すること。
  - ウ 接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客になろうとする者に対し、接待風俗営業若しくは性風俗特殊営業を営む者又はこれらの代理人、使用人その他従業者（以下「代理人等」という。）と待ち合わせるための場所を提供すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、接待風俗営業を営む者から接待を受け、又は性風俗特殊営業を営む者から性的好奇心に応じて客に接触する役務の提供を受けることについて、当該営業の客になろうとする者のため、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取り次ぐこと。

(4) 風俗案内業 風俗案内を行うための施設であって不特定の者が出入りすることができるもの（以下「風俗案内所」という。）を設けて、風俗案内所において有償又は無償で風俗案内を行う事業をいう。

(5) 風俗案内業者 第4条第1項の規定による届出をして風俗案内業を営む者をいう。

(6) 青少年 満18歳に達するまでの者（婚姻した女子を除く。）をいう。

（欠格事由）

**第3条** 次の各号のいずれかに該当する者は、風俗案内業を営んではならない。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(3) 第13条の規定により風俗案内業の廃止を命じられた日から起算して5年を経過しない者（当該廃止を命じられた者が法人である場合においては、当該廃止命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。）であった者で当該廃止命令の日から起算して5年を経過しないものを含む。）

(4) 第13条の規定による風俗案内業の廃止処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第4条第3項の規定による廃止を届け出た者（風俗案内業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該届出の日から起算して5年を経過しないもの

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日

から5年を経過しない者

(6) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(7) 法人でその役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの  
(風俗案内業の届出)

**第4条** 風俗案内業を営もうとする者は、風俗案内所ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 風俗案内所の名称及び所在地

(3) 風俗案内所において取り扱う風俗案内の対象となる接待風俗営業又は性風俗特殊営業の種別

(4) 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

(5) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出書を提出した者は、同項第1号、第2号（風俗案内所の名称に限る。）若しくは第4号に掲げる事項に変更があったとき、又は同項第3号に掲げる事項の変更をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出書を提出した者は、風俗案内業を廃止したときは、公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会に届け出なければならない。

（名義貸しの禁止）

**第5条** 前条第1項の規定による届出をした者は、自己の名義をもって、他人に風俗案内業を営ませてはならない。

（禁止地域等）

**第6条** 風俗案内業（接待風俗営業に関するものに限る。）は、沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年沖縄県条例第38号。以下「施行条例」という。）第4条第1項各号に掲げる地域においては、これを営んではならない。

2 風俗案内業（接待風俗営業に関するものを除く。）は、次の各号に掲げる性風俗特殊営業の種別に応じ、当該各号に定める区域又は地域においては、これを営んではならな

い。

(1) 法第2条第6項第1号の営業 法第28条第1項に規定する区域又は施行条例第10条第1号に定める地域

(2) 法第2条第6項第2号及び同条第7項第1号の営業 施行条例第10条第2号に定める地域

3 前2項の規定は、同項の規定の適用の際現に第4条第1項又は第2項の届出書を提出して風俗案内業を営んでいる者の風俗案内業については、適用しない。

(禁止行為)

**第7条** 風俗案内業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 接待風俗営業に関しては午前零時から日出時までの時間（公安委員会規則で定める日にあつては、午前1時から日出時までの時間）において、性風俗特殊営業（法第2条第6項第1号の営業に限る。）に関しては午前1時から日出時までの時間において風俗案内を行うこと。

(2) 風俗案内所周辺において、風俗案内業に関し、施行条例第6条第1項に規定する数値以上の騒音を生じさせること。

(3) 風俗案内所の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、アに掲げる物品若しくはイに掲げる記号を表示し、又は当該物品若しくは当該記号を表示した物を掲出し、若しくは配置すること。

ア 接待風俗営業又は性風俗特殊営業において提供される役務若しくは当該役務に従事する者を表すもの又はこれらを連想させるものとして、公安委員会規則で定める基準に該当する写真、絵その他の物品

イ 性的感情を刺激するものとして公安委員会規則で定める基準に該当する文字、数字その他の記号

(4) 風俗案内所で青少年を利用者に接する業務に従事させること。ただし、接待風俗営業の風俗案内を行う営業所にあつては、日出時から午後10時までの時間において利用者に接する業務に従事させることについては、この限りではない。

(5) 青少年を風俗案内所に利用者として立ち入らせること。

(風俗案内所の表示)

**第8条** 風俗案内業者は、公安委員会規則で定めるところにより、風俗案内所である旨を

風俗案内所の入り口に表示しなければならない。

(青少年の立入禁止の表示)

**第9条** 風俗案内業者は、公安委員会規則で定めるところにより、青少年がその風俗案内所に立ち入ってはならない旨を風俗案内所の入り口に表示しなければならない。

(従業者名簿)

**第10条** 風俗案内業者は、公安委員会規則で定めるところにより、風俗案内所ごとに、当該風俗案内所における風俗案内に係る業務に従事する者の氏名、生年月日、住所その他公安委員会規則で定める事項を記載した従業者名簿（当該従業者名簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして公安委員会規則で定めるものをいう。次条第2項において同じ。）を含む。

第19条第2号において同じ。）を備えなければならない。

(風俗案内を委託された場合の確認等)

**第11条** 風俗案内業者は、公安委員会規則で定めるところにより、接待風俗営業を営む者から風俗案内を委託された場合は当該接待風俗営業を営む者が法第3条第1項の規定により許可を受けていること、性風俗特殊営業を営む者から風俗案内を委託された場合は当該性風俗特殊営業を営む者が法第27条第1項の規定により届出書を提出していることを確認しなければならない。

2 風俗案内業者は、前項の規定により確認したときは、公安委員会規則で定めるところにより、接待風俗営業又は性風俗特殊営業を営む者の氏名又は名称、営業の種別その他公安委員会規則で定める事項を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第19条第4号において同じ。）を作成し、風俗案内所ごとに保存しなければならない。

(指示)

**第12条** 公安委員会は、風俗案内業者又は代理人等が、風俗案内業に関し、この条例の規定（第3条及び第6条の規定を除く。次条において同じ。）に違反したときは、当該風俗案内業者に対し、地域の清浄な風俗環境を害する行為又は青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

(風俗案内業の停止等)

**第13条** 公安委員会は、風俗案内業者又は代理人等が、風俗案内業に関し、この条例の規定に違反した場合において著しく地域の清浄な風俗環境を害し、若しくは青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は風俗案内業者が前条の規定による指示に違反したときは、当該風俗案内業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗案内業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の場合において、当該風俗案内業者が第6条第1項及び第2項に掲げる区域又は地域において風俗案内業を営む者であるときは、その者に対し、前項の規定による停止の命令に代えて、当該風俗案内業の廃止を命ずることができる。

3 公安委員会は、前項に規定する場合のほか、風俗案内業者が、第3条各号のいずれかに該当していることが判明したときは、その者に対し、当該風俗案内業の廃止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

**第14条** 公安委員会は、前条の規定による命令をしようとするときは、沖縄県行政手続条例（平成7年沖縄県条例第28号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(報告の徴収等)

**第15条** 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、風俗案内業者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

**第16条** 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、風俗案内所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

**第17条** この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

**第18条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の規定に違反した者
- (2) 第6条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (3) 第7条第4号又は第5号の規定に違反した者
- (4) 第13条の規定による命令に違反した者

2 第7条第4号又は第5号に掲げる行為をした者は、当該18歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りではない。

**第19条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第10条の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
- (3) 第11条第1項の規定に違反した者
- (4) 第11条第2項の規定に違反して、書類を作成せず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は書類を保存しなかった者

**第20条** 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者
- (2) 第16条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者  
(両罰規定)

**第21条** 法人の代表者、法人又は人の代理人等が、法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例の施行により新たに風俗案内業に該当することとなる営業を営んでいる者の当該営業に対する第4条第1項の規定の適用については、同項中「風俗案内所ごとに」とあるのは、「平成24年7月2日までに、風俗案内所ごとに」とする。
- 3 前項に規定する者がこの条例の施行の際現に営んでいる同項に規定する営業（当該営業に係る営業所が第6条第1項又は第2項の規定により当該営業を営んではならないこととされる区域又は地域にあるものに限る。次項において同じ。）については、平成24年7月2日までの間は、同条第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 4 前項に定めるもののほか、附則第2項に規定する者がこの条例の施行の際現に営んでいる同項に規定する営業については、その者が平成24年7月2日までの間に当該営業について第4条第1項の届出書を提出したときは、第6条第1項及び第2項の規定は、適用しない。
- 5 附則第2項に規定する者がこの条例の施行の際現に営んでいる同項に規定する営業については、平成24年7月2日までの間は、第7条第3号の規定は、適用しない。
- 6 附則第2項に規定する者がこの条例の施行の際現に営んでいる同項に規定する営業に対する第11条第1項の規定の適用については、同項中「場合は」とあるのは、「場合は平成24年7月2日までに」とする。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第49号

### 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第9第1項の表運転免許試験手数料の項中「1,850円」を「1,600円」に、

「	道交法第97条の	2,000円
---	----------	--------



2第1項第3号 に該当して同項 の規定の適用を 受ける場合	
--	--

を

「

道交法第97条の 2第1項第3号 に該当して同項 の規定の適用を 受ける場合	1,900円
--	--------

に、「4,950円」を「4,600円」に、

「8,650円」を「7,700円」に、「2,100円」を「1,800円」に、「2,050円」を「1,900円」  
に、「2,400円」を「2,200円」に、「3,400円」を「3,050円」に、

「

道交法第97条の 2第1項の規定 の適用を受ける 場合	2,000円
--------------------------------------	--------

を

「

道交法第97条の 2第1項第2号 に該当して同項 の規定の適用を 受ける場合	1,750円
道交法第97条の 2第1項第3号 に該当して同項 の規定の適用を 受ける場合	1,900円

に、「2,950円」を「3,050円」に、

「

道交法第97条の	1,650円
----------	--------

2第1項の規定 の適用を受けな い場合	
---------------------------	--

を

「

道交法第97条の 2第1項の規定 の適用を受けな い場合	1,500円
---------------------------------------	--------

に、「4,500円」を「4,600円」に、

「7,700円」を「7,650円」に、

「

道交法第97条の 2第1項第2号 に該当して同項 の規定の適用を 受ける場合	2,000円
道交法第97条の 2第1項第4号 に該当して同項 の規定の適用を 受ける場合	1,650円

を

「

道交法第97条の 2第1項第2号 に該当して同項 の規定の適用を 受ける場合	1,700円
道交法第97条の 2第1項第4号 に該当して同項 の規定の適用を	1,550円

に、「3,100円」を「3,000円」に、

受ける場合	
-------	--

「4,750円」を「4,550円」に改め、同項の表検査手数料の項中「3,950円」を「3,850円」に、「7,650円」を「6,950円」に、「4,300円」を「4,050円」に、「5,300円」を「4,900円」に改め、同項の表再試験手数料の項中「2,050円」を「1,950円」に、「3,050円」を「2,800円」に、「1,900円」を「1,700円」に、「3,550円」を「3,250円」に、「1,150円」を「1,000円」に改め、同項の表免許証交付手数料の項中「2,100円」を「2,050円」に、「1,200円」を「1,100円」に改め、同項の表免許証再交付手数料の項中「3,650円」を「3,600円」に、「1,200円」を「1,100円」に改め、同項の表免許証更新手数料の項中「2,550円」を「2,500円」に改め、同項の表運転経歴証明書交付手数料の項の次に次のように加える。

運転経歴証明書 再交付手数料	1,000円
-------------------	--------

別表第9第1項の表経由手数料の項中「600円」を「550円」に改め、同項の表審査手数料の項中「1,700円」を「1,550円」に、「3,350円」を「3,100円」に改め、同項の表技能検定員審査手数料の項中「24,700円」を「23,500円」に、「20,500円」を「19,650円」に、「14,100円」を「14,500円」に、「22,450円」を「21,850円」に改め、同項の表教習指導員審査手数料の項中「15,650円」を「15,000円」に、「12,150円」を「11,800円」に、「9,500円」を「9,450円」に、「13,300円」を「12,850円」に改め、同項の表国外運転免許証交付手数料の項中「2,650円」を「2,400円」に改め、同項の表講習手数料の項中「2,600円」を「2,450円」に、「2,300円」を「2,200円」に、「4,200円」を「4,150円」に、「4,100円」を「4,050円」に、「1,350円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,250円」に、「750円」を「650円」に、「2,150円」を「2,100円」に、「2,800円」を「2,750円」に、「2,700円」を「2,600円」に、「2,550円」を「2,450円」に、「700円」を「600円」に、「1,050円」を「950円」に、「1,700円」を「1,500円」に、「1,050円」を「950円」に、「13,400円」を「13,350円」に、「9,400円」を「9,200円」に改め、同項の表パーキング・チケットの発給手数料の項中「200円」の次に「（自動二輪車及び原動機付自転車を対象とする時間制限駐車区間に駐車する場合にあっては、100円）」を加える。

別表第9第2項の表1の項中「3,950円」を「3,750円」に、「1,350円」を「1,300円」に、「4,600円」を「4,450円」に改め、同項の表2の項中「7,050円」を「7,000円」に、「6,750円」を「6,400円」に、「2,250円」を「2,200円」に、「7,950円」を「7,800円」に改め、同項の表3の項及び4の項中「2,150円」を「2,100円」に、「1,900円」を「1,850円」に改め、同項の表5の項中「2,200円」を「2,250円」に、「1,950円」を「2,000円」に、「2,050円」を「2,250円」に改め、同項の表6の項中「2,200円」を「1,850円」

に、  

2,000円
2,000円

 を  

1,950円
2,450円

 に、「3,200円」を「3,150円」に改め、

同項の表7の項中「2,750円」を「2,700円」に改め、同項の表備考1中「3,750円」を「2,950円」に、「950円」を「900円」に、「3,250円」を「3,050円」に改め、同項の表備考2中「中型自動車免許に係る技能検定員審査については300円」を「中型自動車免許に係る技能検定員審査については350円」に、「普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円」を「普通自動車免許に係る技能検定員審査については200円」に、「特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円」を「特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円」に改める。

別表第9第3項の表1の項中「4,450円」を「4,150円」に、「4,100円」を「3,750円」に、「1,350円」を「1,300円」に、「4,800円」を「4,450円」に改め、同項の表2の項中

「  

1,300円
1,350円
1,300円

 を  

1,450円
1,400円
1,500円

 に改め、同項の表3の項中

2,000円	1,900円
--------	--------

1,250円	を	1,350円
1,250円		1,300円
1,250円		1,150円

に改め、同項の表4の項及び5の項中

普通自動車免許に係る教習指導員 審査	1,250円	を

普通自動車免許に係る教習指導員 審査	1,200円	に改め、同項の表6の項中「1,4

00円」を「1,350円」に、「1,200円」を「1,150円」に改め、同項の表7の項中「2,750円」を「2,700円」に改め、同項の表備考1中「3,450円」を「3,000円」に、「900円」を「950円」に、「1,100円」を「1,050円」に、「2,950円」を「3,050円」に改め、同項の表備考2中「150円」を「100円」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日の前日までに第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の交付、再交付又は更新の申請をしている者の当該申請に係る警察手数料の額については、改正後の沖縄県警察関係手数料条例別表第9の規定にかかわらず、なお従前の例による。

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷  
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8